

○上天草市病院企業職員の管理職手当の支給に関する規程

平成29年3月31日病院事業管理規程第6号
改正

令和2年8月11日病院事業管理規程第9号

令和3年3月18日病院事業管理規程第3号

令和4年6月7日病院事業管理規定第5号

上天草市病院企業職員の管理職手当の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年上天草市条例第26条)第4条の規定に基づき、職員の管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「職員」とは、上天草市職員定数条例(平成16年上天草市条例第19号)第2条第8号に規定する職員をいう。

(職の指定及び支給額)

第3条 管理職手当を支給する職員の職及び支給額は、別表のとおりとする。

(管理職手当の支給)

第4条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次のいずれかに該当する場合は、管理職手当は支給しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合及び上天草市病院企業職員就業規程(平成23年病院事業管理規程第2号)第28条の規定による年次有給休暇を与えられた場合を除く。)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 1 日病院事業管理規程第 9 号）
この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 8 日病院事業管理規程第 3 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 7 日病院事業管理規程第 5 号）
この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

組織の区分	管理職手当を支給する職	支給額又は割合 (月額)
病院	病院長	100,000円
	病院長代理・副院長・診療部長	60,000円
	各科部長	50,000円
	医長・医員	40,000円
	地域医療支援部長	50,000円
	事務部長	34,000円
	事務長	27,000円
	看護部長	30,000円
	副看護部長	20,000円
	看護師長	20,000円
	コメディカル部長	20,000円
	薬剤科長	20,000円
	放射線科長	20,000円
	検査科長	20,000円
	透析センター長	20,000円
	透析センター技士長	20,000円
	リハビリ科長	20,000円
	総務課長	20,000円

	医事課長	20,000円
	診療情報管理室長	20,000円
	地域医療支援課長	20,000円
	栄養科長	20,000円
	調理長	20,000円
看護専門学校	学校長	60,000円
	副学校長	30,000円
	学科長	20,000円
	事務長	20,000円
健康管理センター	所長（医師）	60,000円
	副所長	50,000円
	保健師長（準ずる職）	20,000円
介護老人保健施設	施設長	60,000円
	事務長	20,000円
	看護介護師長	20,000円
	調理長	20,000円
訪問看護ステーション	所長	20,000円
在宅介護支援センター	所長	20,000円
居宅介護支援センター	所長	20,000円
教良木診療所	所長	40,000円

備考 1人の職員が2以上の職を兼ねる場合は、支給額の多い方を適用する。